

令和5年度 十和田市労働条件（環境）評価シート（市⇒指定管理者）

施 設 名 十和田市南コミュニティセンター
 指定 管理 者名 南地区コミュニティ推進協議会
 施設 所管 課名 民生部 まちづくり支援課
 担 当 者 名 主事 根元 紀彰

▶ 評価の目安	
A	適当である（法令に違反する項目がない）
B	改善点がある（労使協定に違反する項目がある）
C	早急に改善すべき点がある（法令違反する項目がある）
▶ 実地調査による聞き取り・書類確認により評価を行うこと	

項目分類	評価項目	評価	備考	確認した書類
1 就業規則	正規従業員及び非正規従業員のそれぞれに適用する就業規則を作成し、適切な方法で従業員に周知しているか。 (1) 常時雇用する従業員が10人以上いる場合、作成又は変更した就業規則を労働基準監督署に届け出しているか。	(A) B C		就業規則
	(2) 常時雇用する従業員が10人以上いる場合、作成又は変更した就業規則を労働基準監督署に届け出しているか。	(A) B C		就業規則、就業規則（変更）届
2 労働条件の明示	労働者を雇い入れる際、労働条件について、労働条件（1）通知書、労働契約書、就業規則等を書面により明示（交付）しているか。	(A) B C		労働条件通知書、労働契約書、就業規則等
	短時間労働者を雇い入れる際、昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無について、書面の交付により当該短時間労働者に明示しているか。	(A) B C		労働条件通知書等
	期間の定めのある労働契約の労働者には、労働契約の（3）期間、契約更新の有無、契約更新がある場合等の判断基準を明示しているか。	(A) B C		労働条件通知書等
3 労働時間	時間外労働及び休日労働は、業務命令として指示した上で、労働時間を適正に把握しているか。 (1) 労働時間が6時間を超える場合は、少なくとも45分、(2) 8時間を超える場合は、少なくとも1時間の休憩時間を与えているか。	(A) B C		労使協定、出勤簿等
	(3) 短時間労働者を含む全ての労働者に労働基準法に定める年次有給休暇を与えているか。	(A) B C		就業規則
	(1) 賃金が、最低賃金法に基づく青森県の最低賃金を上回っているか。また、支払状況に遅延がないか。	(A) B C		
5 法定帳簿	(1) 施設ごとに、各労働者について労働者名簿が作成され、かつ、記載すべき事項に漏れがないか。	(A) B C		労働者名簿
	(2) 施設ごとに、各労働者について賃金台帳が作成され、かつ、記載すべき事項に漏れがないか。	(A) B C		賃金台帳
6 労働安全衛生	(1) 雇入れ時及び作業内容変更時に、労働者に安全衛生教育を行っているか。	(A) B C		
	(2) 雇入れ時及び定期（1年内にごとに1回）に、常時使用する労働者に対し、健康診断を行っているか。	(A) B C		
	(3) 健康診断の結果について、健康診断個人票を作成し、5年間保存しているのか。	(A) B C		
7 各種保険	(1) 労災保険へ加入しているか。	(A) B C		
	(2) 雇用保険の加入義務がある労働者（短時間労働者を含む）について、適切に加入手続きを行っているか。	(A) B C		
	(3) 健康保険、厚生年金保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続きを行っているか。	(A) B C		

【 講評】 ※評価の結果について、総合的な評価内容を文章により記入する。

提出された書類を確認した結果、全ての項目において法令等を遵守し、適正であると評価する。